



# 広島県報

号 外  
第 110 号

発行者 広 島 県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目 次

条 例	
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事室)……………六
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	(行政管理室)……………七
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	(福利室)……………一
広島県手数料条例の一部を改正する条例	(財政室)……………二
広島県税条例の一部を改正する条例	(税務室)……………三
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(情報政策室)……………二
広島県立大野寮設置及び管理条例等の一部を改正する条例	(障害者支援室)……………二
広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築指導室)……………三
広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	(教育委員会)……………三
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(警察本部)……………四
「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例	( )……………四
広島県立因島フラーセンター設置及び管理条例を廃止する条例	(農産振興室)……………五
広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例等の一部を改正する条例	( )……………五

(以上県法規登載)

### 公布された条例のあらまし

- 一 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十三号)(人事室)改正の要旨  
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名を改めるなど必要な規定の整理を行った。
- 二 施行期日等  
平成十八年七月六日から施行し、同年四月一日から適用する。

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)(行政管理室)

一 改正の理由  
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

事 務 の 範 囲	対象市町
一 土地改良法等に基づく事務のうち、土地改良区役員就退任届及び変更届の受理等	北広島町
二 農地法に基づく事務のうち、農地又は採草放牧地の権利移動の許可等	江田島市
三 商工会議所法等に基づく事務のうち、特定商工業者の該当基準の引上げの許可等	三原市
四 工場立地法に基づく事務のうち、特定工場の新設の届出の受理等	三原市
五 商工会法に基づく事務のうち、商工会の設立の認可等	三原市
六 宅地造成等規制法等に基づく事務のうち、宅地造成に関する工事の計画の変更の許可等	三次市及び東広島市
七 大気汚染防止法に基づく事務のうち、ばい煙発生施設の設置の届出の受付等	三次市
八 農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務のうち、農用地区域内における開発行為の許可等	江田島市及び安芸太田町

2 市町を経由することにより処理する事務に追加するもの

九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく事務のうち、産業廃棄物の不法投棄等に係る現場確認	三原市及び尾道市
十 水質汚濁防止法に基づく事務のうち、特定施設の設置の届出の受付等	三次市
十一 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務のうち、公害防止統括者等の選任等の届出の受付等	三次市
十二 浄化槽法等に基づく事務のうち、浄化槽の設置及びその構造又は規模の変更の届出の受理等	尾道市
十三 大規模小売店舗立地法等に基づく事務のうち、大規模小売店舗の新設の届出の受付等	三原市
十四 ダイオキシソシン類対策特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置の届出の受付等	三次市
十五 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務のうち、ばい煙関係特定施設の設置の届出の受付等	三次市

事務の範囲	対象市町
宅地造成等規制法等に基づく事務のうち、宅地造成に関する工事の計画の変更の許可等	市町

3 その他児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、介護保険法及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に係る引用条項等の整理を行った。

三 施行期日

- 2及び3以外の改正 平成十八年十月一日
- 2-1の表の六及び二-2の改正 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日
- 2-3の改正 (介護保険法及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に関するものに限る。) 平成十八年七月六日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三十五号) (福利室)

一 改正の要旨

地方公務員災害補償法の一部が改正され、常勤職員について通勤の範囲が改定されたことなどに伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償についても同様の

措置を講じるため、必要な改正を行った。

二 施行期日等

平成十八年七月六日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

広島県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第三十六号) (財政室)

一 改正の要旨

介護保険法の一部が改正され、介護支援専門員実務研修受講試験に係る規定が同法に設けられたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年七月六日。ただし、宅地造成等規制法に係る改正規定は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

広島県税条例の一部を改正する条例 (条例第三十七号) (税務室)

一 改正の要旨

地方税法及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う個人の県民税に関する規定を改正するとともに、法人の事業税の税率の特例を本則化するなどの必要な規定の整備を行った。

1 地方税法の一部改正に伴う改正

(一) 個人の県民税

- 平成二十年度から、損害保険料控除を改組し、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等による損害の部分の保険料又は掛金の二分の一 (二万五千円を限度とする。) を総所得金額から控除する地震保険料控除を設けた。
- 平成十九年度以後の年度分の所得割 (退職所得の分離課税に係る所得割については平成十九年一月一日以後の支払に係るもの) の税率を次のとおり改めた。

適用課税所得	改 正 後		改 正 前	
	税率	適用課税所得	税率	適用課税所得
一律	四%	七百万円以下の金額 七百万円を超える金額	二%	三%

- 変動所得又は臨時所得がある場合の平均課税方式を平成十八年度をもって廃止した。

- (4) 平成十九年度から、次のとおり調整控除を設けた。  
ア 合計課税所得金額(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)が二百万円以下である場合  
所得税との人的控除額(基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額等の控除額)の差額の合計額と合計課税所得金額のいずれか少ない金額につき、その百分の二に相当する金額を、所得割の額から控除する。  
イ 合計課税所得金額が二百万円を超える場合  
所得税との人的控除額の差額の合計額から、合計課税所得金額から二百万円を控除した金額を控除した金額(五万円を下回る場合には、五万円)につき、その百分の二に相当する金額を、所得割の額から控除する。
- (5) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において、平成二十年度から、配当割額又は株式等譲渡所得割額に乘じる率を、五分の二(現行三分の一)に改めた。
- (6) 平成十九年度から、市町に交付する徴収取扱費の算定の基礎のうち、納税通知書等の数及び個人の県民税収入額を、納税義務者の数に改めた。また、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において、個人の県民税の所得割の額から控除することができなかった金額を、市町が還付又は充当した場合には、当該控除することができなかった金額に相当する金額を、徴収取扱費の算定において加算することとした。
- (7) 配当控除において、配当所得の金額に乘じる控除率を、平成十九年度から次のとおり改めた。

改正後		改正前	
配当所得の区分	控除率	配当所得の区分	控除率
ア イ及びウ以外の配当所得	千円以下 一・二% 千円超 〇・六%	ア イ及びウ以外の配当所得	千円以下 〇・八% 千円超 〇・四%
イ 証券投資信託に係る配当所得	千円以下 〇・六% 千円超 〇・三%	イ 証券投資信託に係る配当所得	千円以下 〇・四% 千円超 〇・二%
ウ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	千円以下 〇・三% 千円超 〇・一五%	ウ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	千円以下 〇・二% 千円超 〇・一%

- (8) 平成二十年度から平成二十八年度までに限り、所得税における住宅借入金等特別税額控除額等によって算出した一定の金額につき、その五分の二に相当する金額を、所得割の額から控除することとした。
- (9) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、税率を四・八%(現行三%)に改めた。
- (10) 長期譲渡所得の課税の特例について、平成十九年度から、税率を二%(現行一・六%)に改めた。
- (11) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、平成十九年度から、税率を次のとおり改めた。
- | 改正後       |      | 改正前       |      |
|-----------|------|-----------|------|
| 譲渡益       | 税率   | 譲渡益       | 税率   |
| 二千万円以下の部分 | 一・六% | 二千万円以下の部分 | 一・三% |
| 二千万円超の部分  | 二%   | 二千万円超の部分  | 一・六% |
- (12) 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、平成十九年度から、税率を次のとおり改めた。
- | 改正後       |      | 改正前       |      |
|-----------|------|-----------|------|
| 譲渡益       | 税率   | 譲渡益       | 税率   |
| 六千万円以下の部分 | 一・六% | 六千万円以下の部分 | 一・三% |
| 六千万円超の部分  | 二%   | 六千万円超の部分  | 一・六% |
- (13) 短期譲渡所得の課税の特例について、平成十九年度から、税率を次のとおり改めた。
- | 改正後        |      | 改正前        |      |
|------------|------|------------|------|
| 譲渡         | 税率   | 譲渡         | 税率   |
| イ以外の譲渡     | 三・六% | イ以外の譲渡     | 三%   |
| イ 国等に対する譲渡 | 二%   | イ 国等に対する譲渡 | 一・六% |
- (14) 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成十九年度から、税率を二%(現行一・六%)に改めた。

- (15) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成十九年度から、税率を1・2%（現行1%）に改めた。
- (16) 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例について、平成十九年度から、税率を2%（現行1・6%）に改めた。
- (17) 平成十八年度をもって、定率による税額控除を廃止した。
- (18) 平成十八年度をもって、退職所得に係る県民税の特別徴収税額表を廃止した。

(二) 法人の事業税

法人の事業税の税率の特例を本則の制度とした。

- 2 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う改正
  - 一部改正に伴う改正

日本国の居住者等が条約相手国との間で課税上の取扱いの異なる事業体を通じて配当等の支払を受ける場合において、所得税に加えて住民税も対象とする租税条約の適用があるときの個人の県民税の課税の特例に関する規定の整備を行った。

- 3 その他
  - その他必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日。ただし、1・2の改正規定は平成十八年七月六日、1(1)(2)（退職所得に係る規定に限る。）及び(18)の改正規定は平成十九年一月一日、1(1)(1)の改正規定は平成二十年一月一日、1(1)(5)の改正規定は平成二十年四月一日

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（情報政策室）

一 改正の要旨

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部が改正され、電子証明書に関する失効情報及び失効情報ファイルの提供を求めることができる者の範囲が拡大されたことに伴い、情報提供手数料の納付対象者に団体署名検証者を追加した。

二 施行期日

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

広島県立大野寮設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第三十九号）（障害

者支援室）

一 改正の要旨

広島県立大野寮の管理を指定管理者制へ移行させることに伴い、食料料等の額を指定管理者が定めることができるようにするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年七月六日。ただし、広島県立大野寮に係る改正規定は、広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例附則第一項に規定する各規定につき規則で定める同条例第四条の規定の施行の日

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第四十号）（建築指導室）

一 改正の理由

宅地造成等規制法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（教育委員会）

一 改正の理由

教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事務の範囲	対象町
文化財保護法に基づく事務のうち、史跡名勝天然記念物の現状変更の許可等	北広島町

2 事務を処理する町を追加するもの

事務の範囲	対象町
文化財保護法に基づく事務のうち、埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受付、指示及び命令等	北広島町

三 施行期日  
平成十八年十月一日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(警察本部)

一 改正の要旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成十八年七月六日

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)(警察本部)

一 改正の理由

犯罪の起こりにくいまちづくりの推進について、県民及び事業者の参画を一層促進するとともに、子どもの安全について、地域社会の中で子どもを守り育む取組を広げるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 責務規定の追加

県民及び事業者は、地域の安全確保のための自主的な活動に努めるものとする。とともに、県が条例に基づき実施する犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するため、取組に協力するよう努めるものとした。

2 子どもの安全確保に係る規定の新設

(一) 子どもの安全確保

県は、子どもを犯罪の被害から守るため、市町、県民、事業者等と協力して、子どもの安全確保に努めるものとした。

(二) 指針の策定

県は、子どもの安全を確保するための防犯上の指針を定めるものとした。

(三) 安全教育の充実

県は、学校又は児童福祉施設等(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、地域住民、民間の関係団体及び関係機関と連携して、

子どもに対し、犯罪被害に遭わないようにするための教育及び犯罪を起こさないようにするための教育が充実するよう努めるものとした。

(四) 学校等における安全の確保

(1) 学校等を設置し、又は管理する者は、(二)の指針に基づき、学校等の施設内における子どもの安全を確保するよう努めるものとした。

(2) 学校等の管理者は、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関、子どもの保護者、地域住民及び民間の関係団体の参加を求めて、学校等における安全対策を推進するための体制整備に努めるものとした。

(五) 通学路等における安全の確保

(1) 学校等の管理者、子どもの保護者、地域住民及び警察署長は、子どもが通学、通園等の用に供している道路及び利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者、事業者、民間の関係団体並びに関係機関と連携して、(二)の指針に基づき、通学路等における子どもの安全を確保するよう努めるものとした。

(2) 通学路等及び子どもが利用する事業所等を設置し、又は管理する者並びに子どもが利用する交通機関を所有し、又は管理する者は、(二)の指針に基づき、通学路等、事業所等及び交通機関における子どもの安全を確保するよう努めるものとした。

三 施行期日

平成十八年七月六日

広島県立因島フラワーセンター設置及び管理条例を廃止する条例(条例第四十四号)(農産振興室)

一 廃止の要旨

広島県立因島フラワーセンターを尾道市に移管することに伴い、当該施設を廃止するため、広島県立因島フラワーセンター設置及び管理条例を廃止した。

二 施行期日

平成十八年九月一日

広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例等の一部を改正する条例(条例第四十五号)

一 改正の理由  
 県内市町村合併の状況や行財政改革等を考慮して、広島県議会議員の定数を削減するとともに、市町村合併による都市の区域の変更及び平成十七年十月一日実施の国勢調査の速報値に基づき、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の改正を行った。

二 改正の内容

1 議員の定数の改正

議員の定数を次のとおり改正した。

改正前	改正後
七〇人	六六人
	改正による減員 四人

2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の改正

選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次表のとおりとした。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数
広島市中区	広島市中区の区域	三人
広島市東区	広島市東区の区域	三人
広島市南区	広島市南区の区域	三人
広島市西区	広島市西区の区域	四人
広島市安佐南区	広島市安佐南区の区域	四人
広島市安佐北区	広島市安佐北区の区域	三人
広島市安芸区	広島市安芸区の区域	二人
広島市佐伯区	広島市佐伯区の区域	三人
呉市	呉市の区域	六人
竹原市及び豊田郡	竹原市及び豊田郡の区域	一人
三原市及び世羅郡	三原市及び世羅郡の区域	三人
尾道市	尾道市の区域	四人
福山市	福山市の区域	一人

神石郡	府中市及び神石郡の区域	一人
三次市	三次市の区域	一人
庄原市	庄原市の区域	一人
大竹市	大竹市の区域	一人
東広島市	東広島市の区域	四人
廿日市市	廿日市市の区域	二人
安芸高田市	安芸高田市の区域	一人
江田島市	江田島市の区域	一人
安芸郡	安芸郡の区域	三人
山県郡	山県郡の区域	一人

3 市町村合併に伴う広島県議会議員の選挙区の特例に関する条例の廃止等

呉市と安芸郡下蒲刈町の合併に伴う広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の特例に関する条例等を廃止するとともに、所要の整理を行った。

三 施行期日

次の一般選挙。ただし、市町村合併に伴う広島県議会議員の選挙区の特例に関する条例の廃止に関する規定は、現に在任する広島県議会の議員の任期が終わる日の翌日

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第三十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、「第二条」の下に「又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二条第二項」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第三十四号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号(3)中「法第二十一条の九」を「法第二十条」に改め、同号(7)から(11)までの規定中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改め、同表の第八号の三中「三次市」の下に「及び北広島町」を加え、同表の第八号の四(6)から(10)までの規定中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同表の第八号の五中「第五十条の三」を「第五十条」に改め、同表の第十一号の四中「庄原市」の下に「、江田島市」を加え、同表の第十一号の五及び第十四号の四中「竹原市」の下に「、三原市」を加え、同表の第十四号の五を次のように改める。

十四の五 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二第一項の規定による知的障害者相談員の委託

竹原市、尾道市、三次市、庄原市、安芸高田市

江田島市、熊野町及び大崎上島町

第二条の表の第十五号の三中「呉市」の下に「、三原市」を加え、同表の第十六号の二(1)中「並びに同条第三項の規定による公示及び報告」を削り、同号(26)中「(25)」を「(28)」に改め、同号(26)を同号(29)とし、同号(25)を同号(28)とし、同号(28)の前に次のように加える。

(27) 政令第十六条第二項の規定による技術的基準の強化又は必要な技術的基準の付加  
第二条の表の第十六号の二(24)中「及び同条第二項の規定による技術的基準の強化又は必要な技術的基準の付加」を削り、同号(24)を同号(26)とし、同号(23)中「第十八条」を「第十九条」に改め、同号(23)を同号(25)とし、同号(22)中「第十七条」を「第十八条」に改め、同号(22)を同号(24)とし、同号(21)を削り、同号(20)中「第十六条」を「第十七条」に改め、同号(20)を同号(23)とし、同号(19)中「第十五条」を「第十六条」に改め、同号(19)を同号(22)とし、同号(18)中「第十四条」を「第十五条」に改め、同号(18)を同号(21)とし、同号(17)中「第十四条」を「第十五条」に改め、同号(17)を同号(20)とし、同号(16)中「第十四条」を「第十五条」に改め、同号(16)を同号(19)とし、同号(15)中「第十三条第五項」を「第十四条第五項(法第十七条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、同号(15)を同号(18)とし、同号(14)中「第十三条」を「第十四条」に改め、同号(14)を同号(17)とし、同号(13)中「第十三条」を「第十四条」に改め、同号(13)を同号(16)とし、同号(12)中「第十三条」を「第十四条」に改め、同号(12)を同号(15)とし、同号(11)中「第十三条」を「第十四条」に改め、同号(11)を同号(14)とし、同号(10)中「第十二条」を「第十三条」に改め、同号(10)を同号(13)とし、同号(9)中「第十二条」を「第十三条」に改め、同号(9)を同号(12)とし、同号(12)の前に次のように加える。

(10) 法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可  
(11) 法第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付

第二条の表の第十六号の二(8)中「の規定による」を「(法第十二条第三項において準用する場合を含む。)」の規定による宅地造成に関する工事の」に改め、同号(8)を同号(9)とし、同号(7)中「第十条第二項」の下に「(法第十二条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(7)を同号(8)とし、同号(6)中「第八条第三項」の下に「(法第十二条

第三項において準用する場合を含む。)を加え、同号(6)を同号(7)とし、同号(5)中「第八  
 条第一項」を「第八条第一項本文」に改め、同号(5)を同号(6)とし、同号(4)を同号(5)とし、  
 同号(3)を同号(4)とし、同号(2)を同号(3)とし、同号(3)の前に次のように加える。

(2) 法第三条第三項の規定による公示及び報告  
 第二条の表の第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下この  
 号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
 三次市

- (1) 法第六条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受  
 付
- (2) 法第七条第一項の規定によるばい煙発生施設となったことの届  
 出の受付
- (3) 法第八条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の  
 届出の受付
- (4) 法第九条の規定によるばい煙発生施設の構造及び使用方法並び  
 にはい煙の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃  
 止命令
- (5) 法第十条第二項(法第十八条の十三第二項において準用する場  
 合を含む。)の規定によるばい煙発生施設等の設置及び構造等の  
 変更の実施の制限期間の短縮
- (6) 法第十一条(法第十八条の十三第二項において準用する場合を  
 含む。)の規定による氏名の変更等及びばい煙発生施設等の使用  
 廃止の届出の受付
- (7) 法第十二条第三項(法第十八条の十三第二項において準用する  
 場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設等の届出者の地位の  
 承継の届出の受付
- (8) 法第十四条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造及び使用  
 方法並びにはい煙の処理方法の改善命令並びに施設の使用の一時  
 停止命令
- (9) 法第十七条第二項の規定による事故時の通報の受付
- (10) 法第十七条第三項の規定による事故時の措置命令
- (11) 法第十八条第一項の規定による一般粉じん発生施設の設置の届  
 出の受付
- (12) 法第十八条第三項の規定による一般粉じん発生施設の変更の届  
 出の受付
- (13) 法第十八条の二第一項の規定による一般粉じん発生施設となっ

たことの届出の受付

- (14) 法第十八条の四の規定による一般粉じん発生施設の基準適合命  
 令及び施設の使用の一時停止命令
- (15) 法第十八条の六第一項の規定による特定粉じん発生施設の設置  
 の届出の受付
- (16) 法第十八条の六第三項の規定による特定粉じん発生施設の変更  
 の届出の受付
- (17) 法第十八条の七第一項の規定による特定粉じん発生施設となっ  
 たことの届出の受付
- (18) 法第十八条の八の規定による特定粉じん発生施設の構造及び使  
 用方法並びに特定粉じんの処理方法等に関する計画の変更命令並  
 びに設置計画の廃止命令
- (19) 法第十八条の十一の規定による特定粉じん発生施設の構造及び  
 使用方法並びに特定粉じんの処理方法等の改善命令並びに施設の  
 使用の一時停止命令
- (20) 法第十八条の十五第一項の規定による特定粉じん排出等作業の  
 実施の事前届出の受付
- (21) 法第十八条の十五第二項の規定による特定粉じん排出等作業の  
 実施の同条第一項ただし書の場合における届出の受付
- (22) 法第十八条の十六の規定による特定粉じん排出等作業の方法に  
 関する計画の変更命令
- (23) 法第十八条の十八の規定による作業基準適合命令及び作業の一  
 時停止命令
- (24) 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(揮  
 発性有機化合物排出施設に係るもの及び法第二十三条第二項の規  
 定による権限の行使に係るものを除く。)
- (25) 法第二十七条第三項の規定による電気事業法等の規定による申  
 請又は届出のあったことの通知の受付(揮発性有機化合物排出施  
 設に係るものを除く。(26)から(29)までにおいて同じ。)
- (26) 法第二十七条第四項の規定による電気事業法等の規定による措  
 置の要請
- (27) 法第二十七条第五項の規定による電気事業法等の規定による措  
 置の内容の通知の受付
- (28) 法第二十七条第六項の規定によるばい煙発生施設の改善命令等  
 をしようとするときの協議
- (29) 法第二十八条第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述



第二条の表の第十九号の四中「安芸高田市」の下に「江田島市」を、「熊野町」の下に「安芸太田町」を加え、同表の第二十号の二中「及び三次市」を「三原市、尾道市及び三次市」に、「竹原市にあつては」を「竹原市、三原市及び尾道市にあつては」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十の三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第五条第一項の規定による特定施設の設置の届出の受付
- (2) 法第五条第二項の規定による有害物質使用特定施設の設置の届出の受付
- (3) 法第六条第一項の規定による特定施設となつたことの届出の受付
- (4) 法第七条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受付
- (5) 法第八条の規定による特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令
- (6) 法第九条第二項の規定による特定施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮
- (7) 法第十条の規定による氏名の変更等及び特定施設の使用廃止の届出の受付
- (8) 法第十一条第三項の規定による特定施設の届出者の地位の承継の届出の受付
- (9) 法第十三条第一項の規定による排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがある場合の特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用及び排水水の排出の一時停止命令
- (10) 法第十三条の二第一項の規定による特定地下浸透水を浸透させるおそれがある場合の特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用及び特定地下浸透水の浸透の一時停止命令
- (11) 法第十四条の二第一項の規定による特定事業場における事故時の状況報告の受付
- (12) 法第十四条の二第二項の規定による貯油事業場等における事故時の状況報告の受付
- (13) 法第十四条の二第三項の規定による事故時の措置命令
- (14) 法第十四条の三第一項の規定による特定事業場の設置者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令
- (15) 法第十四条の三第二項の規定による特定事業場の設置者であつ

三次市

た者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令

- (16) 法第十八条の規定による緊急時の措置命令
- (17) 法第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (18) 法第二十三条第三項の規定による鉱山保安法又は電気事業法の規定による申請又は届出のあつたことの通知の受付
- (19) 法第二十三条第四項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の要請
- (20) 法第二十三条第五項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の内容の通知の受付
- (21) 法第二十三条第六項の規定による特定施設の改善命令等をしようとするときの協議
- (22) 法第二十四条第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述

三次市

第二条の表の第二十一号の四中「竹原市」の下に「尾道市」を加え、同表の第二十二号の(4)中「第七十条第四項」を「第七十条第五項」に改め、同表の第二十二号の三中「呉市」の下に「三原市」を加え、同表中第二十三号の二を第二十三号の三とし、同号の前に次の一号を加える。

- (1) 二十三の二 ダイオキシシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (2) 法第十二条第一項の規定による特定施設の設置の届出の受付
- (3) 法第十三条第一項の規定による特定施設となつたことの届出の受付
- (4) 法第十三条第二項の規定による大気基準適用施設又は水質基準対象施設となつたことの届出の受付
- (5) 法第十四条第一項の規定による特定施設の構造等の変更の届出

三次市

の受付  
 (5) 法第十五条の規定による特定施設の構造及び使用方法並びに発生ガス等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令  
 (6) 法第十七条第二項の規定による特定施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮  
 (7) 法第十八条の規定による氏名の変更等の届出の受付  
 (8) 法第十九条第三項の規定による特定施設届出者の地位の継承の届出の受付

(9) 法第二十二條第一項の規定による特定施設の構造及び使用方法並びに発生ガス等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用の一時停止命令  
 法第二十三條第二項の規定による事故時の通報の受付  
 法第二十三條第三項の規定による事故時の措置命令  
 法第二十三條第四項の規定による事故時の措置等の報告  
 法第二十八條第三項の規定による測定結果の報告の受付  
 法第二十八條第四項の規定による測定結果の公表  
 法第三十四條第一項の規定による報告の徴収及び立入検査  
 法第三十五條第二項の規定による鉱山保安法等の規定による申請又は届出のあったことの通知の受付

(16)(15)(14)(13)(12)(11)(10)  
 法第三十五條第三項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の要請  
 (17) 法第三十五條第四項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の内容の通知の受付

(18) 法第三十五條第五項の規定による改善命令等をしようとするときの協議  
 (19) 法第三十六條第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述

第二条の表の第三十三号中「広島市、呉市及び福山市」を「広島市、呉市、福山市及び三次市」に、「条例第九十三條の規定に違反している者に対するものを除く。」を「条例第九十三條の規定に違反している者に対するものを、三次市にあっては、(11)から(17)まで及び(28)から(31)までに掲げるものを除く。」に、「広島市及び福山市」を「広島市、福山市及び三次市」に改め、同表の第三十六号中「第十四号の五(6)」を削り、「(11)から(14)まで及び(20)」を「(14)から(17)まで及び(23)」に、「第十八号(29)」を「第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(18)、(19)、(22)及び(23)、第十八号(29)」に、「第二十一号の二」を「第二十号の三(5)、(9)、(10)及

び(13)から(16)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二」に、「第二十三号の二」を「第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三」に改める。

第三条の表の第十六号(1)中「第八条第一項」を「第八条第一項本文」に改め、同号(2)中「第十一条」の下に「(法第十二条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(5)中「(4)」を「(6)」に改め、同号(5)を同号(7)とし、同号(4)中「第十四条」を「第十五条」に改め、同号(4)を同号(6)とし、同号(3)中「第十二条」を「第十三条」に改め、同号(3)を同号(5)とし、同号(2)の次に次のように加える。

(3) 法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可  
 (4) 法第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付

第三条の表の第十八号の三中「昭和四十三年法律第九十七号。」及び「及び三次市」を削り、同表の第二十二号の二中「昭和四十五年法律第三百三十八号。」及び「及び三次市(三次市にあっては、(1)に掲げるものについては法第六条第二項及び第三項並びに第十四条第三項の規定による届出の受付を除く。)」を削り、同表の第二十五号の二中「平成十一年法律第五百七号。」及び「及び三次市」を削り、同表の第二十六号の五の見出し中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に改め、同号(1)中「第三条」を「第一条」に改め、同号(2)中「第五条」を「第三条」に改め、同号(3)中「第六条」を「第四条」に改め、同号(4)中「第七条」を「第五条」に改め、同号(5)及び(6)中「第八条」を「第六条」に改め、同号(7)中「第九条」を「第七条」に改め、同号(7)の次に次のように加える。

(8) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第七十号。以下この号において「一部改正政令」という。)附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる一部改正政令による改正前の政令(以下この号において「旧政令」という。)第三条の規定による免許の申請の受付  
 (9) 一部改正政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧政

令第五条第二項の規定による名簿の訂正の申請の受付

(10) 一部改正政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧政

令第六条第一項の規定による登録の消除の申請の受付

(11) 一部改正政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧政

令第七条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受付

(12) 一部改正政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧政

令第八条第二項の規定による免許証の再交付の申請の受付

(13) 一部改正政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧政

令第八条第五項の規定による免許証の返納の受付

(14) 一部改正政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧政

令第九条の規定による免許証の返納の受付

第三条の表の第二十九号の二中「平成十五年広島県条例第三十五号。」及び「及び三次市」を削る。

附則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の表の第二十二号の二及び第三条の表の第二十六号の五の改正規定 公布の日

日

二 第二条の表の第十六号の二及び第三十六号（「(11)から(14)まで及び(20)」を「(14)から(17)まで及び(23)」に改める部分に限る。）並びに第三条の表の第十六号の改正規定 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十号）附則第一条に規定する政令で定める日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県条例第三十五号

広島県知事 藤 田 雄 山

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年広島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 住居と勤務場所との間の往復

二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第二条の二第二項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第十条中「等級に該当する」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第十三条第一項第四号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第二条の三第一項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中

障害の等級	額	を
障害等級	額	に改める。

附則第二条の四第二項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第二中「等級」を「障害等級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第二十九条第二項後段に規定する総務省令で定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)第二条の二及び別表第二の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

3 新条例第二条の二の規定は、平成十八年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年七月六日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第三十六号

広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査

同法第百十五条の第三十第一項の規定により知事が指定する調査機関

を

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験

同法第六十九条の十一第一項の規定により厚生労働大臣が登録を行う試験問題作成機関(介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料に限る。)及び同法第六十九条の二十七第一項の規定により知事が指定する試験実施機関(介護支援専門員実務研修受講試験

に

介護保険法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修	手数料に限る。
介護保険法第百十五条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査	同法第六十九条の三十三第一項の規定により知事が指定する研修実施機関
	同法第百十五条の三十第一項の規定により知事が指定する調査機関

改める。

別表臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号。以下この項において「法」という。)の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。)の項中「第八条第一項」を「第八条第一項本文」に改め、同項に次のように加える。

法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査(変更に係る部分に切土又は盛土の土地があるものに限る。)	宅地造成工事の変更許可申請手数料	宅地造成工事の許可申請手数料の金額の欄に掲げる切土又は盛土をする土地の面積(変更に係る部分の切土又は盛土の土地の面積をいう。)の区分に応じ、そのおのおの額と同一の額
--	------------------	--

別表介護保険法(以下この項において「法」という。)の項中

法第六十九条の七第一項の規定による介護支援専門員証の交付の申請に対する審査

介護支援専門員証の交付申請手数料

三、八〇〇円

を

法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施のうち法

介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料

一、〇〇〇円

第六十九条の十一第一項に規定する試験の作成及び合格の基準の設定		
法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定を除くもの	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	八、〇〇〇円
法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修手数料	二七、〇〇〇円
法第六十九条の七第一項の規定による介護支援専門員証の交付の申請に対する審査	介護支援専門員証の交付申請手数料	三、八〇〇円

に改め

る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

広島県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十七号

広島県条例の一部を改正する条例

第一条 広島県条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「法第七百条の十五第六項」を「法第七百条の十五第二項に規定する免税軽油使用者証（以下「免税軽油使用者証」という。）の同条第三項の規定による交

付、同条第四項の規定による免税軽油使用者証及び免税証の返納命令並びに同条第六項「に」、「及び」を「並びに」に改める。

第三十六条中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第三十七条第一項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四を乗じて得た金額とする。

第三十八条を次のように改める。

（調整控除）

第三十八条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

一 当該納税義務者の前条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の二に相当する金額

イ 五万円に、当該納税義務者が法第三十七条第一号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額

二 当該納税義務者の合計課税所得金額が二百万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が五万円を下回る場合には、五万円とする。）の百分の二に相当する金額

イ 五万円に、当該納税義務者が法第三十七条第一号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額から二百万円を控除した金額

第三十八条の二中「者の」の下に「前二条の規定を適用した場合の」を加える。

第三十八条の三中「百分の三十二」を「五分の二」に、「第三十七条及び第三十八条